



栃木県公報

平成30年
3月12日(月)
号外
第9号

目次

規 則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第二号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納員又は現金取扱員の収納)</p> <p>第四十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>口頭、掲示その他の方法により納入の通知をする歳入で現金を収納したときにおいて金銭登録機による記録紙、利用券、入場券等を交付するものについては、当該記録紙、利用券、入場券等を納入義務者に交付することをもって第一項の領収証書の交付に代えることができる。</u></p> <p>4 出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、領収済報告書により課長又は公所の長に納入済の通知をしなければならない。ただし、前項の規定により領収証書に代え<u>金銭登録機による記録紙、利用券、入場券等を交付したときは、</u>収納金計算書により通知するものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(出納員又は現金取扱員の収納)</p> <p>第四十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 口頭、掲示その他の方法により納入の通知をする歳入で現金と引換えに<u>利用券、入場券等を交付するもの</u>については、当該<u>利用券、入場券等を納入義務者に交付することをもって第一項の領収証書の交付に代えることができる。</u></p> <p>4 出納員又は現金取扱員は、現金を収納したときは、領収済報告書により課長又は公所の長に納入済の通知をしなければならない。ただし、前項の規定により領収証書に代え<u>利用券、入場券等を交付したときは、</u>収納金計算書により通知するものとする。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計局会計管理課)